

国伝山地蔵寺における「伝法灌頂」について

原 卓志

(キーワード：国伝山地蔵寺 伝法灌頂 伝授 僧侶教育 大阿闍梨)

はじめに

一 国伝山地蔵寺における伝法灌頂開壇の時期

真言宗における伝法灌頂は、四度加行を修めた者でなければ受けられない儀式である。また、阿闍梨となつて一寺の住職となる資格を得るためには、受けなければならぬ儀式である。したがつて、真言宗の修学僧にとつて、伝法灌頂を受けることは、到達すべき重要な目標の一つである。重要な儀式であるだけに、受者である修学僧には厳しい密教の修練を積むことが要求される。一方、授者側としては、灌頂を受ける資格を持った大阿闍梨でなければ灌頂壇を開くことができない上に、灌頂壇を設営し運営するためには、かなりの資金と人員が必要であることから、経済的な基盤と人的なネットワークを有していることも必要であった。

本稿では、近世地方寺院における僧侶の修学に関する研究の一階梯として、江戸時代から明治時代初期にかけて、地方寺院で行われた伝法灌頂の実態を、国伝山地蔵寺(小松島市松島町)に所蔵される「伝法灌頂受者録」「伝法灌頂印信」などの伝法灌頂関係文献を資料として、伝法灌頂開壇の年時、各伝法灌頂における大阿闍梨・受者に注目し、国伝山地蔵寺を道場とする伝法灌頂について概観する。

また、資料提供を目的として、本稿で考察に使用した国伝山地蔵寺所蔵の伝法灌頂関係文献を翻刻し、巻末に附す。

国伝山地蔵寺(以下「国伝山」と略称する)に所蔵される伝法灌頂関係文献から、国伝山を道場とする伝法灌頂開壇の年時を見ると、享保十(一七二五)年三月に開壇された伝法灌頂が、国伝山最初の伝法灌頂であったと推測される。その後、明治十六(一八八三)年まで、国伝山を道場として計十七回の伝法灌頂が開壇されている。各伝法灌頂の開壇年時と大阿闍梨について、依拠資料^(注2)によって掲げると次のようになる。

- 1 享保十(一七二五)年三月十日〜二十日、大阿闍梨叔如(依拠資料『傳法灌頂授者録』27箱70)
- 2 宝曆八(一七五八)年十一月一日〜四日、大阿闍梨證呼(依拠資料『傳法灌頂印信紹書』22箱13(2)、『傳法灌頂印信』22箱30、『傳法灌頂印信紹書』22箱33、『傳法灌頂印信紹書』22箱46)
- 3 安永六(一七七七)年三月二十六日、大阿闍梨浄光(依拠資料『傳法灌頂道場清軌(他)』18箱6)
- 4 寛政六(一七九四)年十一月七日〜十三日、大阿闍梨有金(依拠資料、同右)
- 5 文化九(一八一二)年十一月一日〜五日、大阿闍梨有金(依拠資料、同)

- 右)
- 6 文化十二(二八二五)年四月一日、大阿闍梨宥金(依拠資料、同右)
 - 7 文政二(二八一九)年十一月十四日～十八日、大阿闍梨菩提華、默雅(依拠資料、同右)
 - 8 天保六(二八三五)年三月二十二日二十四日、大阿闍梨宥義(依拠資料、同右)
 - 9 天保十(二八三九)年四月一日～三日、大阿闍梨宥義(依拠資料、同右)
 - 10 天保十四(二八四三)年十月五日、大阿闍梨宥義(依拠資料、同右)
 - 11 弘化四(二八四七)年四月二十日～二十四日、大阿闍梨宥雄(依拠資料、同右)
 - 12 安政三(二八五六)年九月二十日～二十四日、大阿闍梨宥義(依拠資料、同右)
 - 13 文久三(二八六三)年三月三日～五日、大阿闍梨宥義(依拠資料、同右)
 - 14 元治元(一八六四)年九月二十日～二十五日、大阿闍梨宥宝(依拠資料、同右)・『傳法灌頂受者僧名受明灌頂名面帖』35箱24)
 - 15 元治二(一八六五)年四月二十八日、大阿闍梨宥宝(依拠資料、『傳法灌頂道場清軌(他)』18箱6)
 - 16 明治十一(一八七八)年五月二十一日、大阿闍梨宥宝(依拠資料『傳法灌頂受者僧名受明灌頂名面帖』35箱23)
 - 17 明治十六(一八八三)年三月三日～六日、大阿闍梨宥宝(依拠資料『傳法灌頂受者僧名受明灌頂名面帖』36箱2)

享保十年以前に、国伝山を道場として伝法灌頂が開壇されたかどうかは、資料が残されていないので、未詳とせざるを得ない。ただし、傳法灌頂開壇のためには、灌頂のための諸道具類をそろえるためのかなりの資金と、灌頂儀式における様々な役割をこなすことのできる人員が必要であることを考慮すると、少なくとも正徳年間から享保の初め頃までの国伝山では、伝法灌頂の開壇は困難であったと考えられる。国伝山所蔵『先師并日牌月牌過去帳』^(注3)には、初代から十一代までの住職について、次のように紹介している。

初代 阿遮梨耶長見 當山草創已來累代先師、爲兵乱失書記、又爲洪水漂

流未詳。中興開山。此師生産未詳。示寂年月未知且以朔日供之。

二代 阿闍梨耶長増 慶長^辛六年八月四日示寂。此師生縁亦未詳。

三代 權大僧都法印宥辨 寛永九^壬年八月十五日寂。宥傳之師範也。

四代 權大僧都法印宥傳上人 慶安四^甲年五月十三日、六十六歳終。此師時世大盛當寺中興之主也。在住四十餘年。

五代 阿闍梨耶宥翁 寛文七^丁年六月十一日。

六代 阿闍梨尊宥 天和元辛酉年二月三日寂。此師爲野山学徒谷上千藏院主也。當寺在住五年。

七代 阿闍梨宥英 貞享元^甲年七月四日寂。在職十有二年。

八代 阿闍梨實宥 小松嶋浦住、寺澤氏之子産也。住職廿八年餘厭勞、正徳二年六月、退寺而附于尊翁遮梨。諱南海。享保廿乙卯年九月廿四日。

九代 阿闍梨尊翁 大松邑人也。住中津峯如意輪寺、正徳二年六月轉住當寺。悲當寺破壊之勞勦修補之難、復退住于如意輪寺而附繼歡^々。在住一年。享保十五庚戌十一月八日。

十代 權大僧都法印繼歡 淡州三原郡榎並邑之産也。始住同邦阿万東邑妙觀寺。寶永元年八月、當國板野郡黒崎邑爲西田寺之主。時正徳三年閏五月、應遍請而轉住當寺。堂宇殿閣悉以破裂衰荒而艱苦亦甚。住世九年修補成半、寺格授歸古。

十一 權大僧都法印繼雄 淡州三原郡阿万之産也。正徳四^甲年十二月、受命於繼歡、爲西田寺主。享保六年復蒙歡師遷寂之遺囑、轉住于當院。在住十一年。此師時世、佛閣莊嚴悉造立修補。享保十六辛亥八月十七日。

この記述によると、九代の阿闍梨尊翁の頃から国伝山は荒廃しており、第十世権大僧都法印繼歡の見た国伝山は「堂宇殿閣悉以破裂衰荒」した状態であったことが分かる。尊翁は、修補に手をつけることもできず如意輪寺に去るが、これを継いだ繼歡は修補に尽力する。しかし、享保六年、修補なかばにして繼歡は世を去る。志は第十一世権大僧都法印繼雄に引き継がれ、繼雄の時代によく修補

の志は成就し、「佛閣莊嚴悉造立修補」されるに至ったのである。国伝山の荒廢が何時の頃から始まったのか、明確にはしがないが、少なくとも尊翁から何代か前の住職の時代から経済的な問題を抱えていたことが想像される。とすれば、そのような状態で伝法灌頂を開壇することは難しかったのではなからうか。享保十年に伝法灌頂が開壇されたのは、まさに継雄によって国伝山修補が成った時期である。おそらく、修補の費用の大部分は地域の有力者や檀家からの喜捨によって賄ったのであろうが、修補の完成は、一つの寺を維持し運営していくだけの経済的な基盤がひととおり整えられたことも関係していると思われる。住職の継雄や弟子の僧侶、檀家の人々の喜びは大きかったであろう。そのように考えるならば、この享保十年の伝法灌頂は、いわば記念的な行事として開壇されたと考えられることも許されるのではないだろうか。

伝法灌頂の開壇年時について見ると、享保十年から、次に開壇される宝暦八年まで、実に三十四年もの間隔がある。その後、第五回の文化九年までは、十七年から十九年の間隔で開壇される。第五回から第十一回の弘化四年までは、三年から四年ごとに開壇される^(注8)。第十一回から第十三回文久三年までは、七年・九年とやや間隔が開くが、第十四回元治元年、第十五回元治二年の間隔は一年と短い。そして、明治に入ってからには十三年、五年と再び間隔が開くようになっていく。江戸時代末期にかけて、伝法灌頂開壇の間隔が狭まることは、国伝山の経済基盤が次第に整備・拡充され、堅固なものとなることと連動しているものであり、およそ四年ごとに伝法灌頂が開壇されるように、開壇が定例化していくのも、国伝山の経済的な余裕から可能になったことではないかと予測される。今後、江戸時代の国伝山の経済状況・活動に関する資料を収集・分析し、伝法灌頂開壇との関係について検討することが課題となる。

二 教育機関として見た伝法灌頂道場

伝法灌頂の開壇は、当該寺院の経済状態が重要な要素となるが、もう一つ考慮しなければならないことは、僧侶教育という側面である。未灌頂の僧侶は、入寺した(あるいは止住する)寺院で伝法灌頂が開壇されないとすれば、伝法灌頂が開壇される別の寺院に出かけて入壇しなければならない。

国伝山には、享保十年以前の伝法灌頂に関するものとして、第八代住職である

阿闍梨実宥の印信・紹書・血脈が残されている^(注9)。それによれば、貞享二(一六八五)年八月十四日に権大僧都尊海から中院流引撰院方の許可灌頂を受けたことが分かる。残念ながら、灌頂道場の場所については記載がない。この灌頂の大阿闍梨である尊海は、備後福山出身の学僧で、信州宝幢寺の海義について三密瑜伽を修めた。寛文五(一六六五)年、三十八歳で高野山往生院谷の随心院に入り、南院の良意にしたがって中院流を修めている。貞享二(一六八五)年には、宥算から伝法灌頂を受け、元禄五(一六九二)年に遍照光院を住持し、翌元禄六年九月に無量壽院主となっている^(注10)。このような尊海の来歴から推測すれば、実宥が灌頂を受けたのは高野山であったと思われる。

また、慧旭という僧侶の印信・紹書・血脈が残されている。慧旭の出自・来歴は未詳ながら、印信・紹書・血脈から元禄七(一六九四)年四月七日に、淡州津名郡五智山覚王寺にて、覚王寺住職の獨宝から三宝院流の伝法灌頂を受けていることが分かる^(注11)。さらに、国伝山十代住職である権大僧都法印継歡の弟子である継道の印信・紹書からは、享保五(一七二〇)年三月九日に、阿州名西郡東明山童学寺において、当時の童学寺を住持していた寂如(後に正興庵開基)から、許可灌頂と伝法灌頂を同日に受けていることが分かる^(注12)。このほかに、板野郡段関の真福寺から国伝山に転住してきた宥真(国伝山十三代住職)は、阿州板野郡矢武の無盡山莊嚴院にて、同寺住職である権僧正普雄から、正徳二(一七一一)年三月四日に許可印信を受け、同月十日に伝法灌頂印信を受けている^(注13)。

このように、伝法灌頂を受けようとする僧侶は、開壇される寺院まで、はるばる足を運んで受けなければならなかった。また、伝法灌頂だけでなく、真言宗の様々な流派における事相面の教えを修めるためにも、遠くまで出かける必要があった。享保十年の伝法灌頂を受けた僧侶たちの多くも、翌年開かれた寂如の秘典・儀軌の伝授を受けるために正興庵に向かっている。正興庵の『灌頂授法曆名』には次のように載せられる^(注14)。

享保十一年夏六月朔日起首伝経軌於正興九月二日終受者

宥賢	音蔵寺	快慈	観音寺	體遍	長谷寺	継快	勝福寺
弁意	蓮花寺	弁雄	普光寺	宥真	北邑光福寺		
隆算	讚州住吉岸松庵資	隆道	阿州莊嚴院資				
隆照	備中神之島安養院	智端	淡州下境西円寺資				

惠空 同国个延命寺資 如実 同慈眼寺資 流巖 同
 亮英 同加治屋邑万福寺資 宥道 阿州宝珠寺 龍純 潮明寺
 義門 徳府春日寺資 宥栄 段関真福寺 宜映 岩倉山太滝寺資
 宥辨 伊沢明王院資 増敬 讃州白鳥東照寺 増盛 備中等覚寺
 増恕 讃州白鳥千光寺資 宥寛 小衾島般若寺
 詮光 石州大貫邑興盛寺 空伝 淡州沼島神宮寺資
 如実 讃州醍醐寺資 真戒 淡州真観寺
 性巖 石州川下邑甘南備寺資 快巖 阿州高房円通寺
 宝乘 同資 真弘 武州菖蒲町吉祥院資 隆観 淡州福満寺資
 雄詮 同正偏寺資 慈航 豊前小倉成願寺資
 性海 泉州池田森光寺資 探玄 阿州清水寺資
 快慶 八多長楽寺 宥雄 嶋田松寿庵 宥義 櫛木禪定寺資
 通計 四十有一人

右の内、傍線を付した僧侶が享保十年の伝法灌頂受者として名に見える僧侶である。この伝授には国伝山よりも更に遠く、讃州・淡州のほか、備中、石州、豊前、武州から修学僧が集まっている。三ヶ月にもわたる長期間の伝授を受けるのは、大変な苦勞であったと思われる。このような伝法灌頂や伝授の道場がもし、自分の止住する寺院であったとしたら、受者の労力は大幅に軽減されるはずである。

国伝山では、享保十年の伝法灌頂以来、諸尊法や密軌などの様々な伝授が行われ始める。まず、年月日が判然としないものではあるが、正興庵の『灌頂授法曆名』には次のような記事が載せられる。

如公於小衾島地蔵寺伝諸尊法受者

宥真 真福寺 実浄 淡州延命寺 本仙 阿州宝聚寺
 通計三人

ここに受者として記載される宥真・実浄・本仙の三人は、いずれも享保十年の伝法灌頂の受者として記録されており、寂如について安祥寺流の伝法灌頂を受けた僧侶である。おそらく、伝法灌頂の前後に寂如によって諸尊法の伝授を受けた

のだと考えられる。

宝暦八年十一月の第二回伝法灌頂の後、宝暦十一（一七六一）年八月から十一月にかけて、国伝山において正興庵二世の義剛による地蔵院流覚雄方の伝授が行われたことを示す印信が残されている^(注1)。八月五日に初重の許可が行われ、二重・三重へと伝授が続けられたことが理解される。これに関連して、正興庵の『灌頂授法曆名』には次のような記載がある。

^(宝暦)十二年春二月剛公応小衾島地蔵寺之請授三流地方于三十五人其名

幽真 地蔵寺 宥観 真福寺 智泊 薬師寺 琳重 般若寺
 禪道 田林寺 如宥 宝性寺 宥賢 正福寺
 徳宝 日開野円福寺 寂宝 桂林寺 快応 醍醐寺
 達道 宝蔵寺 来恵 観音寺 白宝 福成寺 宥澄 前地蔵院
 幽雅 大鳳房 真道 真福寺資 重鏗 般若寺資
 伝剛 醍醐寺智^(マ) 智運 薬師寺資 幽金 地蔵寺資
 幽高 同(地蔵寺資) 要辨 円城寺 如幢 妙音寺資
 隆賢 如意輪寺資 佳山 慈恩寺資 龍山 同(慈恩寺資)
 一如 釈迦院 浄鏡 快運 玄道 坂本薬師寺
 宥全 善集寺 寂畔 良性

国伝山に残された印信の日付と異なる点^(注12)が不審であるが、印信の日付（十一年八月から十一月）が正しいと判断される。宝暦十一年の覚雄方伝授にかかわる印信が国伝山に残されている僧侶について、傍線を付した。

文政七（一八一八）年十一月に開壇された第七回の伝法灌頂では、大阿闍梨であった正興庵八世の菩提華が体調を崩したために、急遽童学寺住職の黙雅（後の正興庵九世）が大阿闍梨の代役として立ったことが記されている^(注13)。菩提華は、この伝法灌頂開壇に先立ち、文化十三年十月から十一月までの間、国伝山で安祥寺流の秘部・最秘部を伝授し、文政二年八月には、同じく国伝山で両部曼荼羅秘訣を伝授し、九月十九日からは三宝院流覚雄方の秘策を伝授している。正興庵の『灌頂授法曆名』では次のように記録されている。

文化十三年冬十月ヨリ至十一月伝祥流ノ秘部最秘部于三人于小衾島地蔵寺

有国 地蔵寺主 宥雄 観音寺主 大賢 藤樹寺主
 秋八月^{〔文政二年〕}応請于小松島地蔵寺授三寶院寛雄方秘策及両部万茶羅秘訣受者如左
 但曼荼羅為先

長道 地蔵寺主 宥雄 観音寺主 玄同 大松持福寺
 顕隆 江田宝聚寺 観照 同資 宥寂 日開野円福寺
 遊法 同藤樹寺 慈州 中ノ郷宝蔵寺 宥雅 北山地蔵院
 宥玄 方上神光寺 重如 般若寺 信解 中田桂林寺
 隆道 福蔵寺 梁道 新居密厳寺 晁任 地蔵寺資
 賢珍 田笠釈迦庵 快龍 同恩山寺 快法 同資
 快息 徳島清水寺 憲道 住吉島蓮花寺 覚隆 中津峯如意輪寺
 快明 ハ夕長楽寺 隆晃 宮井成福寺 修空 勢見観音寺
 瑞峰 広野西明寺 玄母 東西南北人 隆玉 二俣法国寺
 祥幢 石井地福寺資栄昌 海厳 賀利屋中蔵寺
 海岸 石井徳蔵寺 一静 宝生寺 玉勝 備中西明院資
 皎範 八幡神応寺 密明 荒田埜神宮寺 隆学 幻夢庵信解
 性戒 正興資淳良 己上万茶羅受者

秋九月十九日授三寶院流授于長道等十六人^{〔文政二年〕}

長道 地蔵寺 宥雄 観音寺智淳 皎範 神応寺
 海岸 徳蔵寺 快龍 恩山寺 快明 長楽寺 玄母
 隆道 福蔵寺資良順 晁任 地蔵寺資教範 百光 円通寺密蔵
 遊法 藤樹寺 信解 桂林寺 観照 宝聚寺資
 恵宏 当庵資信敵 修空 観音寺資坦然

文化十二（一八一五）年に六十六歳で正興庵八世となった菩提華は、文政二年三月に正興庵で伝法灌頂の大阿闍梨を務め、四月には淡路の延命寺で中院流の秘策を伝授し、津名の引攝寺で両部万茶羅秘訣を伝授するなど、精力的に動いていたが、七十歳という高齢には勝てなかつたのであろう。伝法灌頂の大阿闍梨を黙雅に譲ることになる。

国伝山を道場とした伝授の記録として、このほかには主なものを見ない。しか

し、記録がないことが即ち伝授の道場ではなかつたことを意味するものではないと考える。国伝山に残されていた印信以外の記録としては、正興庵の『灌頂授法曆名』が知られるだけで、他に参考となるような有益な資料を持たないままに概観したにすぎないからである。

国伝山を道場として開壇された伝法灌頂の大阿闍梨を見ると、第一回の享保十年では、当時の住職である継雄と正興庵一世の寂如が務めた。継雄は、中院流心南院方と三寶院流憲深方の灌頂を六人に授け、寂如は、安祥寺流を中心に、三寶院流憲深方、同道教方、同実勝方を三十六人に授けている^{〔宗14〕}。先に紹介した寂如による諸尊法の伝授や、秘典・儀軌の伝授の受者名を見ると、いずれも寂如が伝法灌頂を施した僧侶であることが分かる。一人淡州福良の慈眼寺の弟子である如実だけが、継雄による伝法灌頂を受けた僧侶として、寂如の秘典・儀軌の伝授を受けている。これは、如実が継雄から中院流の伝法灌頂を受けた上に、さらに寂如から安祥寺流の許可灌頂を受けたことによると考えられる。すなわち、灌頂の受者はそれぞれ自分の灌頂の師について、その伝授を受けたのである。記録は残っていないが、継雄もまた住持する国伝山で付法の弟子に対して中院流、三寶院流を伝授したのであろう。

第二回の宝暦八年の伝法灌頂では、大阿闍梨の證^{〔宗15〕}が三寶院流実深方の許可印信、伝法灌頂印信を授けていることからして、この後に三寶院流の伝授も行われたことが想像される。第三回の安永六年には、浄光が大阿闍梨を務めている。浄光は、寂如の弟子で、宝暦七年、五十四歳で藤樹寺住職から正興庵の第三世になつたが、健康を害したことで、宝暦八年三月に正興庵主を辞して藤樹寺に帰つた^{〔宗16〕}。国伝山と藤樹寺が地理的にも近いことから、あるいは藤樹寺が道場になつた可能性もあるが、浄光による安祥寺流、中院流の伝授が行われたことは想像に難くない。

このように、第一回から第三回までは、国伝山外の有力な僧侶を招いて伝法灌頂を開壇し、真言宗諸流の伝授が行われていたが、第四回の寛政六年開壇の伝法灌頂からは時の住職が大阿闍梨を務めるようになる。途中、第七回の文政二年開壇の伝法灌頂で、国伝山外の菩提華・黙雅が大阿闍梨を務めたのは、第四回から第六回までの伝法灌頂で大阿闍梨を務めてきた宥金が、文化十二年五月に亡くなり、跡を継いだ宥国もまた二年後の文化十四年八月に亡くなるという非常事態がかかわって、例外的な措置であつたと考えられる。いずれにしても、宥金が大阿

闍梨を務めた寛政六年の伝法灌頂からは、国伝山の住職による伝法灌頂と諸流の伝授が行われるようになったのである。

伝法灌頂と伝授を一つの僧侶教育として、国伝山における伝法灌頂と伝授を大阿闍梨と道場に注目してまとめると、次のようになるであろう。

享保十年以前 国伝山外の僧侶が、国伝山外で僧侶教育を行った

時代

享保十年から寛政六年 国伝山内の僧侶が、国伝山内で僧侶教育を行った

時代

寛政六年以降 国伝山内の僧侶が、国伝山内で僧侶教育を行った

時代

むすび

本稿では、近世地方寺院における僧侶の修学に関する研究の一環として、国伝山地蔵寺で開壇された伝法灌頂に注目し、開壇の年時、大阿闍梨、受者などの伝法灌頂の有様を国伝山に残された文献を主な資料として観察した。この観察を通して、大雑把にはあるが、国伝山が僧侶の教育機関として自立していく様子を描くことができた。ただし、それぞれの大阿闍梨をどのような基準で選んだのか、伝法灌頂の受者を集めるにはどのような方法を用いたのかなど、残された問題も多い。

様々な疑問や問題を今後に残したまま、ひとまず本稿を結ぶ。

注

- (1) 国伝山宝珠院地蔵寺は、弘法大師の開山と伝えられる真言宗大覚寺派の古刹である。『阿波志(勝浦郡)』には「在小松島。采地二石八斗余。天正七年十二月、吉成長久、高市正見連署、捨地八百歩。元和二年十月、命山内松軒、寺澤六右衛門、爲除地。寛永十七年九月、亦命釋宥傳如故。又有觀音寺、阿彌陀寺、寶性寺、眞福寺、藥師寺、般若寺。六宇並隸地蔵寺」と記載される。江戸時代には、右の觀音寺以下の塔頭六ヶ寺のほか、持福寺(大松村)・宝

聚寺(江田村)・桂林寺(中田村)・宝蔵寺(中郷村)・円福寺(日開野村)・福成寺(田浦村)・正福寺(西塚村)・田林寺(本庄村)・醍醐寺(飯谷村)の末寺を有する大寺であった。徳島県指定文化財など、今に多くの寺宝を有するほか、調査・研究の及んでいない多数の聖教・典籍を蔵している。

- (2) 依拠資料は、『國傳山寶珠院地蔵寺所藏文献目録(上册)』(原卓志・梶井一暎・平川恵実子編、平成二十五年三月)、『國傳山寶珠院地蔵寺所藏文献目録(下册)』(原卓志・梶井一暎・平川恵実子編、平成二十六年三月)所載の文献名により、箱番号・文献番号を付した。

- (3) 『先師并日牌月牌過去帳』(箱外別置)は、享保十一(一七二六)年七月の国伝山地蔵寺十一世權大僧都法印繼雄の序文を有する過去帳で、平成十六年まで書き継がれてきた地蔵寺代々住職の過去帳である。

- (4) ただし、第七回文政二(一八一九)年から、第八回天保六(一八三五)の開壇の間は十六年と長くなっている。

- (5) 注(2)『國傳山寶珠院地蔵寺所藏文献目録(上册)』記載の22箱69・70・71を参照。厳密にいうならば、この印信は、伝法灌頂印信ではなく、許可印信である。

- (6) 尊海の来歴については『金剛峯寺諸院家析負輯』(統真言宗全書刊行会、昭和五十三年二月)に詳しい。

- (7) 注(2)『國傳山寶珠院地蔵寺所藏文献目録(上册)』記載の22箱14・15・16を参照。獨宝は、覚王寺の住職で、後に正興庵を開く寂如にも醍醐三寶院流を伝授している。

- (8) 注(2)『國傳山寶珠院地蔵寺所藏文献目録(上册)』記載の22箱80・83を参照。この当時、寂如は童学寺の住職であった。国伝山十四代の宥栄が元禄五年三月七日に寂如から受けた受明灌頂印信(22箱85)も、童学寺を道場として開壇された伝法灌頂時に受けたと考えられる。

- (9) 注(2)『國傳山寶珠院地蔵寺所藏文献目録(上册)』記載の22箱56・58を参照。

- (10) 吉田寛如編著『正興寺』(正興寺開創二百五十周年記念会、昭和四十九年十一月)所収。

- (11) 注(2)『國傳山寶珠院地蔵寺所藏文献目録(上册)』記載。宥真の印信22箱59、宥金の印信22箱34・36、宥高の印信22箱50、宥雅の印信22箱13(3)

(5)。

(12) 国伝山には、幽雅が宝暦十二(一七六二)年三月二十五日に高野山北室院の本初から中院流の伝授を受けたことを示す許可印信(22箱13(6))が、同日に霊城(国伝山十三代宥真資)が本初から受けた許可印信(22箱13(11))とともに残されている。幽雅は、宝暦十二年三月末には高野山に出かけていたと推測される。義剛の伝授が二月から始まって、三ヶ月から四ヶ月にわたったとするならば、幽雅が受者として記録されることと矛盾する。

(13) 卷末《資料2》『傳法灌頂道場清軌(他)』における「文政二卯年十一月十四日」の「大阿舎梨」の記述参照。

(14) 享保十年の『傳法灌頂受者録』によると寂如に灌頂を受けた宥栄は「三一憲一方」とある。しかし、国伝山に残された宥栄の享保十年三月十二日の傳法灌頂印信の包紙には「傳法灌頂」とあり、血脈には「大日 金薩 … 定海 實運 勝賢 實賢 覺濟 …」とある(22箱76・77)。このことから、宥栄は三寶院流末流の実賢流山本方の印信を受けたことが分かる。『傳法灌頂受者録』の誤写か不審である。継雄と寂如が流派を分担して傳法灌頂を行ったとすれば、寂如が宥栄と宝乗に対して憲深方の伝法灌頂を行うことが理解できない。宝乗についても誤写の可能性がある。また、『傳法灌頂受者録』では、明厳以下の三人に「三一實一方」とあるが、「實一方」が何方であるか判然としない。今は、仮に寂能の「三一道一方」が地藏院流の道教方であることを踏まえて、同じ地藏院流の実勝方としておく。

(15) 血脈(22箱19)から、證晔は、高野山真別所の僧で、妙瑞から三寶院流実深方を伝授されたことが分かる。

(16) 注(10) 文献参照。

参考文献

- 稲谷祐宣「密教の教育・行事・儀礼」『現代密教講座』第五卷所収、大東出版社、昭和五十二年五月。
- 上田霊城『真言密教事相概説―諸尊法・灌頂部―(下)―新安流を中心として―』同朋舎出版、平成二年六月。
- 大山公淳『増補校訂中院流の研究』東方出版、昭和六十二年三月。

庄野光昭『阿波の僧侶と高野山』朱鷺書房、平成十六年四月。

高井観海『密教事相大系』藤井佐兵衛、昭和五十一年三月(三版)。

梅尾祥雲『梅尾祥雲全集第二卷』秘密事相の研究』高野山大学密教文化研究所編刊、昭和五十七年二月(高野山大学出版部、昭和十年四月)。

【附記】本稿は、平成二十六年年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般))(課題番号・二二五二〇四七一)「国語史資料・学習史資料開発のための近世地方寺院伝存文献の調査研究」(研究代表者、原卓志)による研究成果の一部である。国伝山地蔵寺名誉住職 服部文昭様、住職 服部宏昭様には、貴重な文献の調査をお許しいただいたうえ、長期間にわたる調査に対して、全面的な協力とさまざまなご支援を賜った。ここに記して衷心より御礼申し上げます。

附録 国伝山地蔵寺における伝法灌頂資料

凡例

- 一、資料の行どりは原本のままにしたがったが、文字の大きさや字間の取り方については、印刷の都合から変更したところがある。
- 二、原本の丁数、オモテ・ウラについては注記しないが、点線を施して各丁のオモテ・ウラを示した。
- 三、原本の書誌的な事項について、各資料翻字本文の最初に掲げた。

《資料1》 國傳山地蔵寺藏『傳法灌頂受者録』 27箱70

- 〈外題〉傳法灌頂受者録 (直書)
- 〈内題〉傳法灌頂受者記録
- 〈尾題〉(ナシ)
- 〈体裁・法量等〉
- 享保十(一七二五)年写 二四・一×一七・二種 4針

仮綴 界線ナシ 一頁四行 九丁 共紙表紙

〔奥書〕右享保第十二乙巳禩從三月十日至同月廿日／傳法修行了中間俗衆結縁
士女八／千人／勝浦郡小松嶋浦國傳山地藏寺第十一葉現住／法印繼雄
誌

〔墨書〕「享保十二乙巳三月十日 國傳山地藏寺」(表紙)

【表紙】

享保十二乙巳三月十日

國傳山地藏寺

傳法灌頂受者録

【本文】

傳法灌頂受者記録

中一心一方 享保十二乙巳年三月十日禩

繼寶光貫房 當院繼雄弟子

中一心一方 年月右同

繼光泰純房 當院繼雄弟子

中一心一方 年月右同

如實行性房 淡州福良浦慈眼寺住／乘如弟子

三一憲一方 年月右同

宥觀圓隆房 小松嶋浦新福寺弟子

三一憲一方 享保十年三月十二日禩

宥雄良音房 繼雄弟子

三一憲一方 同年三月十二日禩

純淨辨海房 橘浦光明寺弟子

已上六人繼雄附法印許了

三一憲一方 同年三月十二日禩

宥榮教音房 板野郡段関邑真福寺弟子

三一憲一方 年月右同

寶乘普觀房 板野郡高房邑圓通寺弟子

三一憲一方 年月同上

寂能惠傳房

三一憲一方 同年三月十六日禩

明嚴寂道房 板野郡高房邑圓通寺住

三一實一方 年月同上

曉英戒忍房 柳島觀音寺弟子

三一察一方 年月右同

保稟貫清房 山口邑蓮光寺弟子

安一傳 同年三月十三日禩

性光

安一傳 年月右同

宥真 板野郡段関邑真福寺住

安一傳 年月右同

本仙 勝浦郡江田村寶聚寺住

安一傳 年月日右同

寂明 小松嶋浦阿弥陀寺住

安一傳 同三月十五日禩

宥寬 小松嶋浦般若寺住

安一傳 年月日右上

實淨 淡州國ヶ邑延命寺住

安一傳 年月日同上

淨如 日開野邑藤樹寺住

安一傳 年月右同

宥雅 桑野邑梅谷寺住

安一傳 三月十日

宥寬 小松嶋般若寺住

安一許 三月十二日
景周長印房 小松嶋浦薬師寺弟子

安一許 年月右同
一辨長秀房 同浦般若寺弟子

安一許 年月同上
宝乘普観房 高房邑圓通寺弟子

安一許 同三月十三日
繼快 板野郡大代邑勝福寺住

安一許 年月日右同
體遍 同郡木津邑長谷寺住

安一許 年月同上
眞戒圓清房 淡州土生邑眞觀寺弟子

安一許 同三月十五日
快慶 勝浦郡八太邑長樂寺住

安一許 年月右同
快嚴義門房 年月右同

安一許 年月右同
探玄秀善房 德嶋佐古町清水寺弟子

安一許 年月右同
如宗行性房 淡州福良慈眼寺弟子

安一受明 同三月十一日曆台
元洲義豊房 中津野村觀音寺弟子

安一受 同十四日金
淨鏡眞龍房 山口邑常光寺弟子

安一受
寂照法観房

安一受

安一受

宗翁恭眞房 小松嶋浦小倉屋三郎兵衛老父／繼雄剃髮資

安一受

慧中淨心房

安一受

等性慈海房 讚州玄堂比丘弟子

安一受

惠照尼

安一許

台界

眞觀房

安一受

金片界

智泊文泉房

安一受

金一界

眞淨房

安一受

金片界

妙圓尼

板野郡北泊浦酒屋五兵衛母

已上三拾六人傳燈大阿遮梨苾芻

寂如和尚附法畢

右享保第十乙巳禩從三月十日同月廿日

傳法修行了中間俗衆結縁士女八

千人

勝浦郡小松嶋浦国傳山地藏寺第十一葉現住

法印繼雄誌

《資料2》國傳山地藏寺藏『傳法灌頂道場清軌』 18箱6

〈外題〉傳法灌頂道場清軌／同主役定／同讚所定／同入壇僧名〔受者人數

〔内題〕 於二夜ノ三六九忌レ之餘ノ數ハ不レ苦ノ結縁加持處定 (直書)

①灌頂道場清軌

②傳法灌頂衆僧主役

③讚處定

④結縁加持處作法

〔尾題〕 (ナシ)

〔体裁・法量等〕 江戸時代写 二七・六×一九・八糎 4針

假綴 界線ナシ 一頁六行程度 五三丁 共紙表紙

〔本文〕 漢文

墨筆 (仮名・返点) (本文同筆)

〔奥書〕 (ナシ)

〔墨書〕 「國傳山宥義」 (表紙)

〔備考〕 *後半一四丁白紙。

*「安永六年三月二十六日」「寛政六年十一月七日」「文化九年十一月一日」「文化十二年四月一日」「文政二年十一月十四日」「天保六年三月二十二日」「天保十年四月一日」「天保十四年十月五日」「弘化四年四月二十日」「安政三年九月二十日」「文久三年三月三日」「元治元年九月二十日」「元治二年四月二十五日」「元治二年四月二十八日」に開かれた傳法灌頂に関する記録を収める。

【表紙】

國傳山宥義

傳法灌頂道場清軌

同主役定

同讚所定

同人壇僧名 (受者人數於二夜ノ三六九忌レ之餘ノ數ハ不レ苦)

結縁加持處定

【本文】

灌頂道場清軌

一灌頂道場ハ即是レ法身加持有應ノ處ナルカ故ニ衆僧

謹レ慎ニ須レク住ニ淨信ニ

一大阿闍梨修法之間衆僧勿レ猥ニ起テ座退出ニスル

前讚誦シ了テ乃至ニ振鈴ニ微音ニ持テ誦佛眼ノ大呪

振鈴已後ハ念ニ誦當界本尊ノ眞言ニ宜ク祈ニ受

者ノ入壇悉地

一除テ教授師及ヒ承事等ヲ其餘ノ衆僧ハ灌頂ノ作

法將レ始ラント之時徐々ト相ヒ退テ勿レ滯ルニ堂内ニ但シ若得時ハ

レ住ニスルヲ法身具体ノ自内眷屬ノ三摩地ニ則テ設居ニストモ不

敢テ妨ニ者也

一引ニ入弟子ヲ令ニ投花ニ時衆僧勿レ欲レ觀ニト華ノ着処

立ニ列壇前ニ令中凡レ受者ノ心ヲ散乱ヲ掉舉

一傳法灌頂受職ノ行儀ハ寄ニ顯ニ事相ニ以テ所ナリ開下ニ示スル不レ轉

凡身直ニ入佛位ニ吾道ノ根本秘密ノ奧旨ヲ若能ク弟

子登ラハ正覺壇ニ衆僧應ニ當ニ隨ニ喜讚ニ嘆機縁時

至テ獲ニ得スルヲ法性大日ノ覺位ニ是故ニ衆僧入ニ歌菩薩

三摩地ニ而發ニ和雅ノ音詠ニ吉慶ノ讚ニ不レ可下誦出ニ異

曲異讚或ハ妨ニ小壇ニ所レ授法事ヲ又驚ニ受者ノ耳ニ奪上

レ心ヲ復讚ニ嘆シ了ラシ時住ニ執金剛菩薩ノ威儀ニ慎テ勿レ

相ニ集リ讚処ニ耳ニ語シ雜話シ戲論上スル

一教授 恰モ如ク内大眷屬ニ承事ハ猶シ如シ不動三世ノ是故ニ

尤モ能ク檢ニ知ニ聖教ノ本説ヲ隨時ニ莫レ味ニ臨レテ事ニ莫レ惑フニ專

住ニ即事而真ノ觀智ニ勿レ令レ散ニ乱身心ノ威儀

一知燈知香時々廻リ看シ堂内ノ往來慎テ勿ニ疎動ニスル

一初夜已ニ終テ取ニ直シ小壇ニ辨ニ備シ供具用ニ意ニ護摩ニ等

諸ノ作ニ務承事ノ衆僧各着ニ袈裟ニ面ニ覆レ紙動

作施^レ爲^レ不^レ可^二騷動^{ナル}又^一要事ノ外カ護^レテ口勿^レレ言^フ
一 灌頂ノ道場ハ法身如來之所ニ加持^シテ金剛薩埵之所ニ
護念^シテ一切ノ明尊護^テ法^ヲ天等各作^ニ隨喜^テ降臨影

向^シテ是故^ニ一會ノ衆僧一^ニ味和合^ニ須^ク住^メ法佛平等ノ知見^ニ
身語意業勇^ニ勤清淨^{ナル}欲^レ起^レ座^ヲ時^ハ作^レ起座ノ印^ヲ
而^メ後^ニ立^テ座^ニ若^シ夫^レ出^ニ入^セニ大小便事^ニ時々洗浴^セ又以^レ印
淨身^ヲ慎^テ勿^レ汚穢不淨^ノ身^ニ而來^ニ入^ル道場^ニ初夜^ニ開
白^シ乃至^ニ結願^ニ自^ラ策^メ身心^ヲ勿^レ私^ニ退出^メ入^レ坊^ニ就^テ睡^リ
一 若^ク欲^ハ引^ニ入^ル在家ノ士女^ニ結緣灌頂^上一會ノ衆僧殊^ニ

離^レ俗情^ヲ如法如實^ニ主^ト各^ク自^レ役^ヲ勿^レ故非儀^ニ招^ク不
信^ノ譏^リ

如上^ノ數條從^レ本佛祖ノ嚴誠^ヲ非^ニ敢^テ始^テ告^ル切^ニ請^フ一
會ノ衆僧覃^ニ思^テ於密法久住利益人天之基本^ニ慎^テ
不^レ違^フ失^フ 寺務敬白

傳法灌頂衆僧主役

取闍伽 戒場教授
三昧耶戒阿闍梨 散華
唄士 威儀師^{ハ新撰}
對揚 鎮守誦經導師

已上
初後夜

大阿闍梨 前讚
大壇師 大壇教授
小壇教授 護摩師
神供師 讚衆

后讚 知燈知香
香象 承事

結緣 同教授
加持所 引入
承事 大壇阿闍梨
香^マ像

唱号 題名
収花 小壇阿闍梨

小壇教授 讚處

引進 出堂
知燈 知香
承事

已上

讚處定

初夜 於正壇拂取時 吉慶漢語^{五段}
傘蓋行道時 同梵語^{二段}
後夜 於小壇拂取時 吉慶漢語^{五段}
傘蓋行道時 同梵語^{二段}

右初段ノ頭ハ阿闍梨出^レ之 又行道讚必
不^レ限^ニ誦^シ盡^ニ三^ニ帛^了ハ則應^レ息 又結緣^ノ
時投花着^ニ中^ハ台普門ノ尊^ニ聞^ニ其^ノ唱号^ヲ可
讚嘆^メ心略讚

已上

結緣加持處作法

先護身法 次塗香 次含香
次灑淨 次懺悔 次三皈
次三竟 次發菩提心 次三昧耶

次光明真言 次大金剛輪 次光明真言
次護身

向_テ未入壇ノ者_ニ不_レ可_レ説_ニ入壇趣_ヲ若_シ説_ハ
受_ニ重罪_ヲ旨能_之可_レ加_ニ教誡_一
已上各_レ別紙恐散失故有義類集於此帳首

○安永六丁酉歲三月廿六日開白

大阿闍梨淨光大和尚

安流

一許可印信無

一同

一同

持福寺智運
寶聚寺琳道
藥師寺有鑊

一無作法

一印信有

一同

一無作法

桂林寺鑊國
觀音寺深惠
義住房淨範
瑞門房圓城
圓福寺有峯

三寶院覺一方

一

一

一

一

一

中院

一

一

同許可

顯海房圓空
真海房宥如
真明房宥國
興仁房
中山妙音寺弟子
川田福生寺弟子

俊源房宥清

惠觀求寂

安許可
真海房宥如
智教房

同
同
慈宝房
智幻房

受明

一
一
一
覺心房
宗觀房
智俊房

已上廿一人

○傳法灌頂開白寬政六_{歲次}甲寅冬十一月

七日辛卯_{日曜}〔圭〕ハ〔奎〕ノ誤リカ

安流

田林寺主 圓空
眞福寺主 徇道

阿闍梨宥金上人

圓福寺主 宥清
國傳山資眞明房 宥國

八日_{日曜}〔樓〕ハ〔婁〕ノ誤リカ

安流

寶藏寺主 義峯
國傳山資眞澄房 宥實
澁野村長谷寺資頼準房 忍嚴

國傳山資眞鑊房 宥仁

九日_{月曜}

中院

八幡村神樂寺資惠順房 定道

安流

國傳山寶眞龍房 宥賢

十日 火曜 囉囉

三寶院 地藏一方

新喜來村光蓮寺資義圓房 聖實
寶來寺資圓應房 顯隆

十一日 水曜 受明

國傳山寶 眞應房

龍山 智貞尼 妙法尼 慈光尼 圓臺

十二日 木曜 結縁

十三日 金曜 結縁

○文化九壬申十一月朔日斗宿庚午

安流傳法

宥雄

同傳法

周國妙範房 學照

同傳法

板野郡段岡村真福寺資實道 有義

同傳法

當住有金弟子度重房 有宜

中院 心南院方許可傳法

岩鷗取聖寺資義門房 寂範

同二日斗宿 辛未

三寶院流 書下許可傳法

豫州宇摩郡土井邑江野坊資 慧教

同 同

苜屋中藏寺資 海嚴
蓮淨房 戒道
前福藏寺長道師弟子 昇善房

同 韓方

江田玉琴寺資法琳房 觀照

同三日斗宿 申

同 同

北町真福寺弟子 大信十才
田野教進應弟子 觀道
當院弟子 淨心

同 同

有金弟子井上氏 榮賢

同 同

同 嶋田房 惠慶

同 同

同 芝生 原氏 定本

同 同

同 當浦 了快

同 同

同 同 慈海

同 同

普門尼

同 同

貞心尼

同 同

智法尼

同 同

當院弟子 智現尼

結縁 番土女 同四日五日從朝四時一至晚七時一

凡二千余人

大阿闍梨 已上受者実名

資助師

院主 宥金法印七十
〔X実〕 宥仁阿闍梨

撫養正興精舍 照如和尚四六才

讃州日内山 德侃律師九才

照如資 無障比丘

前藤樹寺 大仙求寂

馬語正福寺主 泰應阿闍梨

大代勝福寺主 惠門阿闍梨

△幸 海藏寺主求寂

并三當山一結衆

藤岡寺主 大謙沙弥
吉祥寺 宥国阿闍梨

宝藏寺 宝生寺 持福寺
円福寺 宝聚寺 福成寺
真福寺 醍醐寺 桂林寺
観音寺 般若寺

○文化十二乙亥四月朔日火曜畢宿

安流許可
傳法

豫州宇和郡吉田宿黑井地村正法寺資實實住
秀奉房資實實住
防州吉敷郡小郡正福寺資實戒吽
榮淨房資實

宥金法印 七十三才

大阿闍梨
資助師

学照舍梨 廿三才

吉祥寺宥国闍梨
藤樹寺大謙沙弥
當院宥雄求寂 廿七才

宥義舍梨 十八才
宥宜大法師 十七才

文政二卯年十一月十四日木曜畢宿

壬申

一安流許可
傳法

新居村靈藏寺資實光繁榮道房

一同許可
傳法

同寺資實眞賢良海房

一同許可
傳法

飯谷邑醍醐寺資實常寂皎堂房

一同許可

八多村長樂寺資實快明

十五日清曜 癸酉

一安流許可
傳法

當寺資實常明惠日房

一全許可
傳法

當寺資實以心爲空房

十六七八日

一結縁

道俗士女七百十一人

傳法主役

一大阿舍梨

撫養正興庵 菩提華 一七十
病氣二附代城之内 童學寺 默雅比丘

一資助師 當寺院主長道比丘六十

高房村円通寺

八多長樂寺快明

廣野邑西明寺

日開野藤樹寺大謙

海應山智淳宥應

上八万邑西願寺信澄

今津大久寺

記州教範房

撫養正興庵資信敬

一結縁資助師

法花阿弥陀寺

北山地藏院
當寺一結衆

○天保六年癸卯三月廿二日辛巳畢宿

〔但畫時不成 故恐テ之三 昧耶戒未明引揚勤レ之〕

安流傳法許可

一

國傳山長道資實唯仁默淨房

一

同 宥義資實宥純行信房

一

段岡真福寺遊法資實覺花竜田房

一觀之者

寺家般若寺 慈猛任潤房

廿三四日

結縁入壇台

道俗士女凡一千餘人

以上

法印有義行藏三十七

大阿闍梨

段岡真福寺遊法阿闍梨

師助師

正興菴百光律師

醍醐寺常寂阿闍梨

田林寺龍臺阿闍梨

寶生寺現澄阿闍梨

觀音寺信惠阿闍梨

高房 圓通寺義空阿闍梨
真福寺真勝阿闍梨
藥師寺覺道阿闍梨
圓福寺繼旻阿闍梨
正福寺靈信阿闍梨
正興菴資智觀求寂
已上

○天保十年己亥歲四月朔日廿五日
安流許可傳法

一 國傳山有義資 宥智頼禪房
一 同 宥深惠曉房

一 三日受明入壇泉
本庄田村寺資 實然仁宏尼

二日三日

一 一結縁入壇台 道俗士女凡三百人
大阿遮梨 當山有義得壽四十一
法屬三十一
資助師

段関真福寺遊法阿闍梨 醍醐寺常寂阿闍梨
中島市音寺恕現阿闍梨 桂林寺宥盛阿闍梨
大代勝福寺繼譽阿闍梨 持福寺仔辨阿闍梨

寶聚寺修英阿闍梨 寶生寺梁秀阿闍梨
圓福寺唯仁阿闍梨 觀音寺大惠阿闍梨
當山助法僧覺華竜田房
已上

天保十四癸卯十月五日元禄金剛峯日

安流許可傳法

一 日和佐樂土寺資 宥天竺二瑞房
一 同 宥山智瑞房
大阿闍梨 當院有義得壽四十六
法屬三十六

資助師

圓福寺唯仁阿闍梨 般若寺宥純阿闍梨
觀音寺曇猛阿闍梨 寶生寺心圓阿闍梨
當山助法僧青乘惠言房 同光如忠學房
已上

弘化四丁未歲四月廿日斗宿
安流許可傳法

一 日開野福壽寺當山有賢剃度 宥遍睿範房
一 郷田村音藏寺資 繼峯光道房
一 櫛木村禪定寺資 宥意大瑞房
一 當免宝生寺資 義祥貫良房

一 大阿闍梨 當山前務宥雄上人得壽五十九
法屬五十九

廿二三四日

一 一結縁入壇台 道俗士女凡四百五十人

資助師

當院前務宥義上人 當院現務宥寶阿闍梨
正興菴百光律師 醍醐寺遊法阿闍梨
音藏寺繼朗阿闍梨 眞福寺宥純阿闍梨
寶生寺心圓阿闍梨 藥師寺慈忍阿闍梨
藥王寺資宥天阿闍梨 當院資宥深阿闍梨
當山資宥昭阿闍梨 密嚴寺資得瑞阿闍梨

當山助法僧玄海房 醍醐寺助法僧智海房

結縁助役 寶範房 光道房 大瑞房
貫良房 寬海房 俊良房
以上

安政三^丙辰歲九月廿日^{鬼宿}
安流許可傳法

一 當院資 有覺大嚴房
同 有信良禪房

同夜中院許可傳法

一 海部郡木岐實福寺資 心隨圓識房
一 般受者 日和佐樂土寺資 有月寬海房

廿一日^{日曜}三十一憲許可傳法

一 西須賀正福寺資 隆承靈存房
一 和州室坂山實珠院資 賴隨德榮房^{門改}

廿二日三日 台結緣道俗男女凡三百人

廿四日 受明入壇十一人

一 生島馬之助息 同伴伊之助自休
一 西野保太郎母淨雲 同人祖母幽貞

一 井上左馬之助義山 井上宅兵衛義清^代

一 田中屋重右衛門妻證心 板屋重兵衛母妙壽
一 澤田覺右衛門泰真 當処^{摩按}於シメ妙壽

一 前原村德左衛門義湛居士菩提^代
大^イイ^イ 當山前務藥王寺先職宥義上人<sup>得壽五十九
法屬四十九</sup>

資助師

當院現務宥實阿闍梨 田林寺真勝阿闍梨

醍醐寺阿闍梨增真 正福寺阿闍梨隆三

藥師寺阿闍梨慈忍 般若寺阿闍梨傲辨

寶藏寺阿闍梨宥天 宝生寺阿闍梨隆運
寶聚寺阿闍梨義範 持福寺阿闍梨惠秀
圓福寺阿闍梨宥遍 藥王寺資阿闍梨宥明
當寺助法僧觀隨房

結緣助役受者 有覺 有信 隆承
賴隨 心隨

文久三年^癸三月三日^{月曜}甘露

安流許可傳法^{三日朝戒場同夜傳法}

一 當院資 宥忍靈真房

一 海部郡木岐村圓通寺資 宥秀義曉房

四日五日 結緣凡二百七十有餘人

大阿闍梨 當院現務宥實上人<sup>得壽四十五
法屬三十七</sup>
資助師

當院前任前藥王寺宥義上人 圓福寺阿闍梨宥遍
正福寺阿闍梨隆三 宝藏寺阿闍梨宥天
桂林寺阿闍梨隆定 福成寺阿闍梨勇信

般若寺阿闍梨宥寬 醍醐寺阿闍梨宥信
立江地藏寺龍晃阿闍梨 赤松圓通寺梁秀阿闍梨

大代勝福寺宥月阿闍梨 觀音寺阿闍梨戒圓
宝性寺留主居高崎光德寺^{居隨} 當寺助法僧啟真房

結緣助役新受者 義曉^真
已上

○元治元年甲子九月廿日^{鬼宿}甘露

廿日^{朝戒場同夜傳法}

一 安流^{傳法} 當山有實資 宥惠泰本房^{十七歲}

一 安流^同 但本流三憲方 高木實嚴寺資 英雄義璋房^{十九}

一安流同 但本流三惠方

勢見観音寺資 法淳隆章房十八

一安流同 但本流三惠方

富田光仙寺資 戒存智純房十七

一安流同 但本流三惠方

本津長谷寺資 法充繼本房十五

廿一日 朝戒場同夜傳法

一安流同 但本流三惠方

助任万福寺資 覺州慶鳳房十八

一安流同 但本流三惠方

本津長谷寺資 嚴識隆順房十八

一安流同 但本流三惠方

宮井青蓮寺資 教真覺順房十六

一安流同 但本流三惠方

板東靈山寺資 舜峯映性房十五

一中一 許可 但廿二日ヲ引揚

南方田坂浦般若寺資 有法性善房十八

一三一 憲許可 但廿二日分引揚

三好郡花園村盛願寺資 憲高龍範房二十

一安 假受者 有義上人授之

坂東 靈山寺理峯師

已上

廿三日 朝戒場同日入壇後至初夜半

一井上甚右衛門義山

一井上隱居唯心尼代受

一井上甚右衛門母修禪

一井上宅兵衛内妙英

一井上内ヤナ女智性

一大原裏富永淺右衛門妻智榮

一日出屋嘉兵衛道慶

一日出屋嘉兵衛妻妙瑩

一小西政助母妙阿

一倉屋勘兵衛母妙寂

一大松屋ヨネ女妙貞

一大和屋利兵衛母妙純

一大和屋利兵衛内妙游

一坪内伊兵衛戒範

一國高德左衛門澄道

一魚屋源七母智教

一神田久右衛門母妙玄

一生島伊之助母皓月

一荒川滿三良母智幽代受

一諏訪善助母妙行

一大原富永新宅兵治良明範

一按摩シメ女妙壽

一井上隱居内下女妙照代受

廿四日五日結縁

一胎界入壇 道俗尼女士凡百四十人

一大阿闍梨 當院有寶上人法橋西三十八

惣資助師 同手代リ前淨戒心院有義上人

惣資助師

立江寺慈泉律師龍見 靈山寺阿闍梨理峯師

福成寺勇信律師 光仙寺阿闍梨法現

寶藏寺阿闍梨有天 圓福寺阿闍梨有遍

勝福寺阿闍梨有月 宝生寺阿闍梨隆運

般若寺阿闍梨有覺 醍醐寺阿闍梨有信

持福寺阿闍梨道惠 正福寺阿闍梨隆本

當院資靈真舍梨 圓通寺資義曉舍梨

新受舍梨 泰本房 義理房 繼本房 慶風房 隆順房 性善房 映性房 龍範房 繼本房 慶風房 隆順房 性善房

已上

○元治二乙丑年四月廿五日 朝戒場同日入壇廿三入 朝戒場同日入壇從齊後 至初夜

一井上宅兵衛娘妙惠

一井上唯心尼代受

一神田久右衛門母貞眞

一生島伊之助母マユ 皓月

一生島伊之助妹妙雲

一日開野村 島野屋嘉兵衛妻智禪

一大和屋利兵衛母妙純

一大原浦 富永淺右衛門母代受 妙純 爲濟山義明信士善提

一富永淺右衛門伴道全代受

一秀屋嘉兵衛妻妙瑩

一七條重兵衛母妙壽

一嶋野屋平三良妻智賢

一按摩シメ女妙壽

一明石 大丸屋シゲ女妙澄

一七條重兵衛妻貞眞

一坪内伊兵衛 爲先祖善提

一寺澤市兵衛内彩然

一富永淺右衛門 爲先祖善提

一芝生原田久仁之助爲現當

一芝生藏本保太良妻爲現當 二世 安樂

一寺澤六右衛門妻妙智 一大松屋於ヨネ妙貞
一外ヶ濱千賀女妙善

一大阿闍梨 當山宥寶上人

惣資助師

一光仙寺阿闍梨法現 一圓福寺阿闍梨有遍
一恩山寺阿闍梨隆禪 一寶生寺阿闍梨隆運

一般若寺阿闍梨宥覺 一觀音寺阿闍梨惠觀
一立江寺資阿闍梨慈慶 一同院資阿闍梨慈教
一當山資阿闍梨宥忍 一當山資阿闍梨有惠
已上受明

元治二乙丑年四月廿八日月曜宿甘露

廿八日朝戒場同戒傳法

一安流許法 但本流中一 助任万福寺助法 榮信房廿三歲
一安流同 但本流二一憲方 勢見觀音寺資 行信房十五
一安流同 但本流二一憲方 立江地蔵寺資 龍岳慈海房十五
一安流同 但本流二一憲方 八方圓福寺資 戒傳永信房十六

已上

一大阿闍梨 宥寶師
惣資助師

一光仙寺阿闍梨法現 一福成寺阿闍梨勇信
一圓福寺阿闍梨有遍 一恩山寺阿闍梨隆禪
一大代勝福寺阿闍梨宥月 一寶生寺阿闍梨隆運
一般若寺阿闍梨宥覺 一觀音寺阿闍梨惠觀

一立江寺資慈慶舍梨 一同院資慈教舍梨
一當山資靈眞舍梨 一當山資泰本舍梨
一醍醐寺阿闍梨宥信
已上

《資料3》國傳山地藏寺藏『傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖（元治元年）』

35箱 24

《外題》傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖（直書）

《内題》（ナシ）

《尾題》（ナシ）

《体裁・法量等》

元治元（一八六四）年写 二四・九×一六・二糧 4針

仮綴 界線ナシ 一頁六行 八丁 共紙表紙

《奥書》（ナシ）

《墨書》「元治元年甲子九月日甘露日／當山知事」（表紙）

【表紙】

元治元年甲子九月甘露日

傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖

當山知事

【本文】

廿日 當山宥寶資

一三寶覺雄方 宥惠泰本房

入壇安 世壽十七法臈八年又七

同 勢見觀音寺資

一三寶憲方 法淳隆章房

入壇安 世壽十八法臈七年

同

富田光仙寺資

世壽二十法藹十年

一三一憲

戒存智純房

同

宮井村青蓮庵資

入壇安

世壽十七法藹六年

一三一憲

教眞覺順房

廿一日

助任万福寺資

入壇安

世壽十六法藹五年

一三一憲

覺州慶鳳房

一廿日五人

入壇安

世壽十八法藹五年

一廿一日六人ナル故假受者一人合七人

同

北方坂東靈山寺資

同廿三日俗受明灌頂廿三人

一三宝覺雄方

舜峯映性房

○一法名義山

井上甚右衛門

入壇安

世壽十五法藹五年

○一法名如下

同 唯心

廿日

北方高木寶嚴寺資

○一法名修禪

同 甚右衛門母

一三一憲

英雄義璋房

○一法名妙英

同 宅兵衛内

入壇安

世壽十九法藹八年

○一法名智性

同内 ヤナ女

同

北方木津長谷寺資

○一法名智榮

大原浦 富永淺右衛門妻

一三一憲

法充繼本房

○一法一妙瑩

秀屋嘉兵衛妻

入壇

世壽十五法藹七年

○一法一道慶

同 嘉兵衛

廿一日

同寺資

○一法一妙阿

小西政助母

一三一憲

嚴識隆順房

○一法一妙寂

倉屋勘兵衛母

入壇安

世壽十八法藹六年

○一法一妙貞

大松屋於ヨネ

同

南方由岐般若寺資

○一法一妙純

大和屋利兵衛母

一中一

有法性善房

○一法一妙游

同人 内

一三一憲

世壽十八法藹七年

○一法一戒範

坪内伊兵衛

同

北方三好郡花園村成願寺資

○一法一澄道

國高德左衛門

一三一憲

憲高龍範房

○一法一智教

魚屋源七母

○一法―妙玄 神田久右衛門母

○一法―皓月 生島伊之助母

○一法―智幽 荒川滿三良母

○一法―妙行 諏訪善助母

○一法―妙善 外ヶ濱千賀

○一法―明範 大原留水範宅 兵次良

○一法―妙壽 按察 於シメ女

○一―妙照 井上隱居内下女

《資料4》國傳山地藏寺藏『傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖（明治十一年）』

35箱 23

〈外題〉傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖（直書）

〈内題〉（ナシ）

〈尾題〉（ナシ）

〈体裁・法量等〉

明治十一（一八七八）年写 二四・四×一七・二糎 4針

仮綴 界線ナシ 一頁六行 六丁 共紙表紙

〈奥書〉（ナシ）

〈墨書〉「明治十一^{戊寅}年五月廿一日／當山知事」（表紙）

【表紙】

明治十一年^{戊寅}五月廿一日

傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖

當山知事

【本文】

旧四月十九日^{月夜宿}

一三寶覺雄方 當山宥寶資 宥全教範房

入壇安 世壽二十法藤十年

同 福成寺^{（マモ）} 宥瓊得順房

一三寶覺雄方 入壇安 世壽二十三法藤

同

同 北方藏本地福寺資 宥英眞應房

一三寶覺雄方 入壇安 世壽十五法藤

同 假受者當山宥寶資 宥性實賢房

同 世壽廿五法藤

同

同

《資料5》國傳山地藏寺藏『傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖（明治十六年）』

36箱 2

〈外題〉傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖（直書）

〈内題〉（ナシ）

〈尾題〉（ナシ）

〈体裁・法量等〉

明治十六（一八八三）年写 二四・八×一六・八糎 4針

仮綴 界線ナシ 一頁六行 四丁 共紙表紙

〈奥書〉（ナシ）

〔墨書〕「明治十六未年旧三月三日傳法／同五月六日（意）ハ誤リカ」

【表紙】

明治十六未年旧三月三日傳法
同五月六日秀明／結縁

傳法灌頂受者僧名受明汀名面帖

地藏寺知事

【本文】

明治十六未年旧三月五日意宿
月曜（意）ハ誤リカ

安流許可傳法

當院資 宥靜智嚴

同寺資 龍城智禪

福成寺資 宥乘密禪

立江寺資 快盈智研

淨土寺資 宥叡律典

一 大阿舎梨

當院宥寶得壽四十五
法屬六十五

資助法

一 阿舎梨宥覺

福成寺

一 阿舎梨宥信

醍醐寺

一 阿舎梨宥源

圓福寺

一 阿舎梨宥性

般若寺

一 阿舎梨宥慶

宝藏寺

受明人

一 井内伊三郎

藤樹寺留守居 白明尼

一 野上阿弥陀庵新惠尼

小松崎村 澤村夕ケ

一 倉野記右衛門妻

一 秀岡ヲヒテ

一 郡於ヒサ

一 七條佐与太娘トモエ

一 戎屋於ヤサ

一 田中重兵衛内

一 田野佃平三郎母

一場淺椽太郎母

一 七條佐与太妻

一 霍田理七

一 西野保太郎内

一 郡ヲヤス

一 福谷徳順祖母

一 鈴江助太郎母

一 梶田ヲアサ

一 東根幾郎妻

一 小川佐市母

一 三ツ井ヲヤス

一 橋筋嶋田内

一 中田原田嘉五郎

一 敦賀茂藏内ヅル

一 松本秀藏内

一 梶田多藏

一 桂宇次郎妻

一 三浦圓海

一 口部改武田利之助

一 齊藤孫三郎

一 磯部一貫

一 井形妙壽

一 同里左

一 同起久松

一 徳島町□おいち

一 林夕照徳

一 赤石大左家内

一 口法口町小倉おみつ

一 立江村實郎内

一 嶋田千一郎

一 吉原喜次藏

一 嶋田弁五郎母

一 江田村覺善郎母

一 太田村人般若寺母

A Study on Denpo Kanjo in Possession of Kokudenzan Jizoji Temple

HARA Takuji

I analyze Denpo Kanjo (伝法灌頂) in this article as part of the study on learning by priests in local temples in the early modern period. Denpo Kanjo is a ceremony which is held only for those who have mastered Shidokegyo (四度加行), the four major prayers. It is a ceremony to qualify as Ajari (阿闍梨), a chief priest of a temple. To hold a Denpo Kanjo ceremony is considered to be one of the goals to achieve for priests under training. Using related documents such as Denpo Kanjyo Jyusharoku (伝法灌頂受者録) and Denpo Kanjo Injin (伝法灌頂印信) in possession of Kokudenzan Jizoji (Matushima-cho, Komatsushima city), I outline when, by whom, for whom and how Denpo Kanjo were performed. I include as annex the reprint of the Denpo Kanjo-related documents possessed by Kokudenzan Jizoji.